

表現の許容範囲の取扱い

1 視覚的表現の基本的考え方

技術提案書の提出者は、業務実施方針及び手法並びに設計対象に対する発想・解決方法等の評価テーマに対する考え方を、文章にて明確に表現することが基本であるが、提案に当たり、視覚的表現による補足が適切と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図等による表現を認める。

2 視覚的表現の許容範囲

次に掲げる視覚的表現は許容しない。

- ・ 具体的な建物の設計又はこれに類する表現
- ・ 詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現

【許容しない表現の例】

- ・ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、精巧・精密な透視図等
- ・ 大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ
- ・ 高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現
- ・ 仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状、具体の寸法等の表現

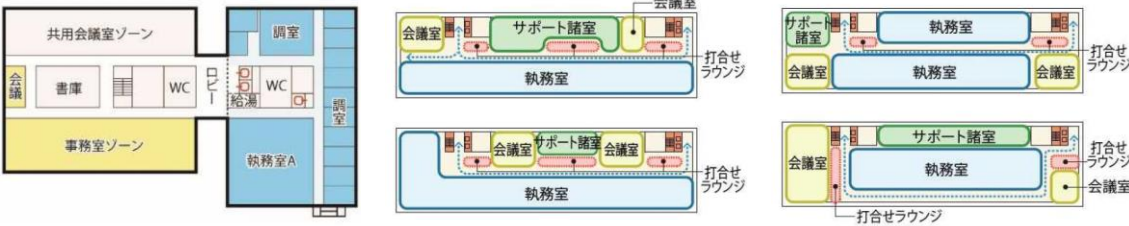
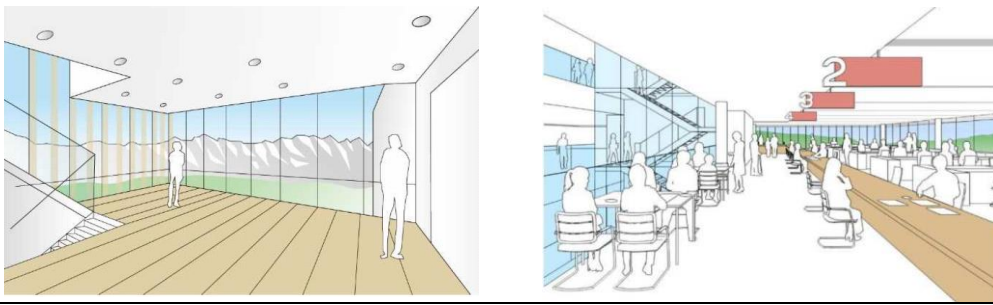
ただし、既存の建築物等の写真の使用、導入するシステム、工法等のイメージを示すための限定的な詳細スケッチの使用は許容する（引用した既存建築物の名称は具体的に記入すること）。

許容される表現と許容されない表現の例については次表のとおりとする。

区 分	許容される表現の例	許容されない表現の例
文章を補完するイメージ図等	①のとおり	②のとおり ※ 評価項目「業務実施方針及び手法」の四つの評価の着目点ごとに、当該評価点からその2分の1を減点する

※ 評価点の算定方法については、別紙 9「技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定等に係る評価要領」による。

①の表現例（許容される表現の例）

平面イメージ図	 (※ ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。) 建物内の人の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための平面イメージ図。必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分（階段及びエレベーターを含む。）の位置・形状が表現されていてよい。また、説明文を補足するために必要となる範囲で、一部の具体的な室が表現されていてよい。
外観（立面・鳥瞰）イメージ図	 景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周囲環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてよい。
配置イメージ図	 (※ ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。) 敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための配置イメージ図。一定の尺度で建物の形状が表現されていてよい。周辺地域が表現されていてよい。
内観イメージ図	 室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図・内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。

②の表現例（許容されない表現の例）

平面イメージ図	大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現されたもの
外観（立面・鳥瞰）イメージ図	簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現
配置イメージ図	建物部分の表現が「平面イメージ図」の許容されない表現に該当するもの 屋根材、舗装材等の細部が描き込まれたもの
内観イメージ図	仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現